

7 自動車交通騒音の状況

1 目的

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、自動車騒音の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 19 条第 2 項の規定に基づき、測定結果を公表します。

2 測定期間 : 令和 3 年 4 月～ 7 月

3 測定路線等

評価の対象とした全 37 路線 87 区間（区間延長 460.4km）の国道・県道のうち、4 路線 8 区間（区間延長 42.2km；全体の約 9.2%）を選定し、各区間の騒音レベルについて、測定及び面的評価を実施しました。

※ 「区間」とは、常時監視の対象となる道路を、自動車騒音の影響が概ね一定とみなせる範囲に分割したものをいい、本市においては、平成 27 年度道路交通センサス調査における調査区間と同一となっています。

※ 「面的評価」とは、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する 1 地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から 50m 範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルを推計することにより、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。

4 測定結果の概要

環境基準の達成状況を面的評価した区間及び結果は、表－1 に示すとおりです 4 路線 8 区間における評価対象住居全 3,074 戸のうち、2,997 戸（97.5%）で昼夜間ともに環境基準を達成しました。

表－1 測定結果（面的評価結果）

No.	路線	評価区間	評価 住居 戸数	環境基準の達成率 (括弧内は基準を下回った戸数)		
				全体	昼間	夜間
1	一般国道6号	勿来町九面馬道 ～勿来町四沢渋町	236戸	89.8% (212戸)	100% (236戸)	89.8% (212戸)
2	一般国道6号常磐バイパス	勿来町四沢渋町 ～佐糠町碓田	383戸	96.6% (370戸)	100% (383戸)	96.6% (370戸)
3	四倉久之浜線（旧一般国道6号）	四倉町字六丁目 ～久之浜町久之浜字北田	277戸	100% (277戸)	100% (277戸)	100% (277戸)
4	一般国道399号（旧一般国道6号）	平鎌田字寿金沢 ～平下神谷字天神	354戸	89.8% (318戸)	89.8% (318戸)	100% (354戸)
5	一般国道49号平バイパス	内郷御厩町番匠地 ～好間町北好間字清水	385戸	100% (385戸)	100% (385戸)	100% (385戸)
6	小名浜四倉線	小名浜字本町 ～江名字蒲ヶ作	618戸	100% (618戸)	100% (618戸)	100% (618戸)
7	小名浜四倉線	江名字蒲ヶ作 ～平下神谷字内宿	580戸	99.5% (577戸)	99.5% (577戸)	99.5% (577戸)
8	小名浜平線	小名浜岡小名字御代坂 ～鹿島町下矢田字曲田	241戸	99.6% (240戸)	99.6% (240戸)	100% (241戸)
合計4路線		8区間	3,074戸	97.5% (2,997戸)	98.7% (3,034戸)	98.7% (3,034戸)

- (注) 1 環境基準の達成率は、道路端から50mの範囲内にある全住居等のうち、環境基準を下回った住居等の割合を示しています。
- 2 昼間とは午前6時～午後10時、夜間とは午後10時～翌日の午前6時の時間帯を示します。
- 3 環境基準については、都市計画法の用途地域に応じて設定されていることから、区間内に複数の用途地域が存在する場合は、それぞれの基準値を適用し、評価しています。
- 4 一般国道6号において、バイパス開通に伴う権限移譲により、一部区間の路線名が変更されましたが、平成27年度センサスにおいて評価を実施する期間は、当該区間を一般国道6号として扱います。なお、当該区間は、現路線名に「旧一般国道6号」と併記します。

【騒音に係る環境基準(道路に面する地域)】

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌 6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※ 環境基準の地域の種類の区分(平成 24 年いわき市告示第 225 号)

A 類型：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域

B 類型：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域

C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考：幹線交通を担う道路(注 1) に近接する空間(注 2) については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(注 1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路

(注 2) 道路端から 2 車線は 15m、3 車線以上は 20m の範囲

基準値	
昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌 6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下) によることができる。

【自動車騒音の要請限度】

区域の区分	時間の区分		
	昼間	夜間	
	(6:00~22:00)	(22:00~翌 6:00)	
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下	
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	
b 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 地域のうち車線を有する道路に面する地域	75 デシベル以下	70 デシベル以下	
幹線交通を担う道路に近接する区域の特例	上記の区域のうち、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m までの範囲	75 デシベル以下	70 デシベル以下
	上記の区域のうち、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲		

※ 自動車騒音の限度に係る区域の区分(平成 24 年いわき市告示第 226 号)

a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域